

議第91号

滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例

(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第1条 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「第85条第5項もしくは第6項」を「第85条第6項もしくは第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(15)の項エ(ア)中「第85条第5項および第6項」を「第85条第6項および第7項」に改め、同項エ(カ)中「第87条の3第5項および第6項」を「第87条の3第6項および第7項」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第3条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43(31)の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表(31)の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表(40)の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表(40)の6の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表注3中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

(滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。